

建物清掃等業務仕様書

1. 趣旨

この仕様書は、本館と別館（屋内プール）の建物清掃等業務について必要な事項を定めるものであり、現地の状況に応じ積極的に業務を実施するものとする。

2. 基本事項

- (1) 業務実施にあたっては、この仕様書に基づき、実施方法及び実施計画をあらかじめ定め、教育委員会の承認を得なければならない。
- (2) 本仕様書に記載された建物清掃等業務を行うに必要な人数の実施者（内1名を責任者に選任する）を常駐させるとともに、必要な器具器材を常備させるものとする。
- (3) 作業に使用する器具及び材料は、品質良好であって、あらかじめ検査に合格したものを使用しなければならない。
- (4) 作業に使用する器具機械及び薬品その他の材料は、全て指定管理者の負担とする。

3. 作業要領

- (1) 共用部分（ロビー、廊下、階段、湯沸場等）及び会議室等
 - ① 掃き掃除の後、水拭き（強く絞ったもの）仕上げとする。なお、汚染箇所については、清水又は薬剤等で完全に除去する。（毎日1回）
 - ② 廊下、ロビー及び階段の手すり、扉、腰壁等は、塵払いの後、空拭き仕上げとし、汚染甚だしい箇所は、清水又はうすい石けん水を用いて完全に拭き取る。
 - ③ 床面は、掃き掃除の後、清水で強く絞った布でよく拭き取るか、洗浄剤をもって全面ポリッシャーで洗浄の上、汚水を完全に拭き取り、よく乾燥した後においてワックスを塗布し、ポリッシャーで艶出し仕上げとする。（毎月1回）
 - ④ 扉等の金具は、汚れのないよう常に光沢を保たしめ、錆びた場合は中性洗剤で磨き、サンドペーパーは使用しないこと。
 - ⑤ 流し台の汚染した箇所は、磨き粉又は石けん水で完全に除去すること。（毎日1回）
 - ⑥ パイプはつまらないよう常に汚物、ごみ類を除去し、清潔を保つことに努めること。
 - ⑦ 照明器具等については、乾布で塵埃を拭き取り、汚染著しいものは清水で強く絞った柔らかい布で完全に拭う。
 - ⑧ 机・椅子等については、汚れを完全に拭い去るとともにごみ等の始末を完全にし、机・椅子等の配置を元通りにすること。

(2) 洗面所、便所

- ① 床面及び腰面は水拭き仕上げとし、汚染箇所は完全に除去する。
(毎日2回)
- ② 洗面器、便器の陶器は磨粉又は石けん水で洗い、汚染箇所、汚物等があるときは、完全に除去し、洗浄又は消毒をする。(毎日2回)
- ③ 鏡は柔らかい布で拭き、汚物手垢等の部分は少量の石けん水又は清水で入念に拭き取る。(毎日1回)
- ④ 金属部分は、錆びたり汚染しないよう常に磨きをかけること。
- ⑤ 陶器類の汚染洗浄にあたっては、中性洗剤を使用し、希塩酸等は絶対に使用しないこと。
- ⑥ トイレットペーパー及び手洗用石けん水を絶やさないよう留意すること。

(3) 特別会議室、視聴覚室、和室

- ① 絨毯、畳等は掃除機で塵埃を十分に吸い取る。掃き掃除後、汚れを拭き取るものとする。(毎日1回)
- ② 机・椅子等については、汚れを完全に拭い取るとともにごみ等の始末を完全にし、机・椅子等の配置は元通りにすること。
- ③ 照明器具等については、乾布で塵埃を拭き取り、汚染著しいものは清水で強く絞った柔らかい布で完全に拭う。

(4) 体育室（2階ギャラリーを含む）

掃き掃除後、汚れを拭き取るものとする。(毎日1回)

(5) 屋上及び機械室

- ① 掃き掃除後、汚染箇所は石けんで除去するものとする。(毎日1回)
- ② 排水溝は、つまらないよう塵芥を除去し、流水をよくするものとする。

(6) 木製部、建具等

- ① クリーナー又ははたきをもって塵払いをする。(毎日1回)
- ② 汚染手垢等は、薄い石けん水又は温水で強く絞った布で完全に除去し、ワックス艶出しするものとする。(毎日1回)

(7) 天井、照明器具、空調口

乾布又は羽毛製塵払い、又は、清水で強く絞った布で汚染箇所を完全に除去するものとする。

(8) ガラス

窓ガラスは両面を石けん水又は薬剤でもって拭き、更に乾布で磨きあげる。この場合用いる薬剤はスチールに有害となるもの及び塗料の溶解するものは使用しないこと。

(9) 窓器具サッシ等

地金のもの、磨粉メッキのものは薬剤でそれぞれ磨き出し、手垢等も薬剤で拭き取り磨きあげるものとする。

(10) 温水プール棟

- ① 玄関、ロビー、階段及びギャラリーは本館共用部分にならい作業をするも

のとする。

- ② 洗面所、便所は本館の洗面所、便所にならない作業するものとする。
- ③ 更衣室については、スノコ及び更衣ロッカーは清水で強く絞った布で拭き、床面は水を拭き取り清掃する。
- ④ 足洗シャワー室は、使用後タワシで水垢をおとす。
- ⑤ プール水槽内はプールクリーナーを使って清掃し、プールサイドフロアは散水栓等の器具を使って水をかけ洗い流す。（毎日1回）
- ⑥ 排水溝は、水垢の付着状態を見ながら石けん水とタワシで水垢を洗い流す。
- ⑦ 採暖室は水垢をタワシでこすって清水で洗い流す。
- ⑧ 倉庫は拭き掃除後汚れを拭き取るものとする。
- ⑨ 木製部、建具、壁面、天井、照明器具、空調口、ガラス、窓器具サッシ等は本館同様とする。
- ⑩ 取水マット等は、清水で水洗いし、定期的に消毒をすることによって清潔に保つものとする。

(11) 館の外周

- ① 館屋外（駐車場、正面玄関への通路等敷地全体）については、掃き掃除後、汚染の著しい箇所については除去するものとする。
- ② 植え込みの除草及び剪定等については、随時実施し、美観の保全に努めるものとする。

(12) その他

- ① 屑籠の紙、茶がら、吸殻等は、毎日所定の場所に集積し、常に清潔を保つようにするものとする。
- ② 出入り口のマットは毎日館外で塵埃を払い落とすものとする。
- ③ 清掃作業時間は、8時00分から18時00分までとする。ただし、必要があるときは所長の承認を得て作業時間を変更できるものとする。
- ④ 清掃作業の実施にあたっては、執務又は施設利用に支障のないように努めるものとする。
- ⑤ 定期清掃は、原則として休館日に実施するものとする。
- ⑥ 照明器具の玉切れは速やかに取り替えること。取替えに必要な電球は委託者の負担とする。（食堂喫茶室・厨房は除く）
- ⑦ この仕様書に定めのないことについては、教育委員会の指示によるものとする。